

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

(別紙)

令和元年11月28日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成16年葉山町条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「 (昭和25年法律第261号) 第22条第 1 項に規定する条件附採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改める。

(葉山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 葉山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年葉山町条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「第28条の 5 第 1 項」の次に「及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成22年葉山町条例第24号) 第 4 条」を、「占める職員」の次に「並びに法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加え、同条第 8 号を同条第 11号とし、同条第 7 号を同条第10号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 5 号を同条第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (昭和26年葉山町条例第125号) の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の休職の期間の上限は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の任期とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 (昭和26年葉山町条例第126号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「 (法第22条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員にあっては報酬) 」を加える。

(葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 5 条 葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年葉山町条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

第 17 条中「 (地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。) 」を「 (再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。) 及び臨時的任用職員」に改める。

(葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 6 条 葉山町職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年葉山町条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「している職員」の次に「 (地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。) 」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「 (地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。) 」を加える。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 7 条 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年葉山町条例第 201 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改める。

別表第 1 中交通指導員の項及び青少年指導員の項を削る。

(葉山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 8 条 葉山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 43 年葉山町条例第 15 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「又は」を「若しくは」に改め、「職員」の次に「又は給料を支給される職員」を加え、「算定方法に準じて」を「例により」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

条例の概要

題 名

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 趣 旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が施行され、特別職の任用の適正を確保するとともに、会計年度任用職員の制度が明確化されたことに伴い、関係条例の規定の整備を行うこととした。

2 内 容

（ 1 ） 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

改正法に則した条の整理を行うこととした。

（ 2 ） 葉山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

人事行政の運営等の状況の報告対象となる職員に、常勤の会計年度任用職員を含めることとした。

（ 3 ） 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員を分限休職とする場合の規定を追加することとした。

（ 4 ） 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員を減給とする場合の規定を追加することとした。

（ 5 ） 葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

条例の対象となる職員を整理することとした。

（ 6 ） 葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び職務復帰後の号給調整に係る規定を、会計年度任用職員に適用しないこととした。

（ 7 ） 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤特別職の任用要件が厳格化されたことに伴い、当該職の整理を行うこととした。

（ 8 ） 葉山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員が補償の対象となる場合の規定を追加することとした。

3 施行期日等

この条例は、改正法の施行日である令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

【第1条】 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成16年5月24日条例第8号</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成16年5月24日条例第8号</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

【第2条】葉山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日条例第8号</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）第4条に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) <u>職員の休業に関する状況</u></p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(10)、(11) (略)</p>	<p>葉山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日条例第8号</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(7)、(8) (略)</p>

【第3条】職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和26年9月29日条例第125号</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休職の期間の上限は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の任期とする。</p>	<p>職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和26年9月29日条例第125号</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2、3 (略)</p>

【第4条】 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和26年9月29日条例第126号 (減給の効果) 第3条 減給は、1月以上6月以下給料(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては報酬)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和26年9月29日条例第126号 (減給の効果) 第3条 減給は、1月以上6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

【第5条】葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成7年7月1日条例第12号 (非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第17条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</p>	<p>葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成7年7月1日条例第12号 (非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第17条 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</p>

【第6条】葉山町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第18号 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>葉山町職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第18号 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

【第7条】葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号</p>	<p>葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号</p>																																
(趣旨)	(趣旨)																																
第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定により非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。																																
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: right;">日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>社会教育委員</td> <td style="text-align: right;">年額 53,000円</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員</td> <td style="text-align: right;">年額 53,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td style="text-align: right;">1回の選挙につき 14,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)	(略)	固定資産評価審査委員会委員	日額 15,000円	社会教育委員	年額 53,000円	スポーツ推進委員	年額 53,000円	選挙長	1回の選挙につき 14,000円	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: right;">日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>交通指導員</td> <td style="text-align: right;">月額 12,500円</td> </tr> <tr> <td>社会教育委員</td> <td style="text-align: right;">年額 53,000円</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員</td> <td style="text-align: right;">年額 53,000円</td> </tr> <tr> <td>青少年指導員</td> <td style="text-align: right;">年額 27,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td style="text-align: right;">1回の選挙につき 14,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)	(略)	固定資産評価審査委員会委員	日額 15,000円	交通指導員	月額 12,500円	社会教育委員	年額 53,000円	スポーツ推進委員	年額 53,000円	青少年指導員	年額 27,000円	選挙長	1回の選挙につき 14,000円	(略)	(略)
区分	報酬額																																
(略)	(略)																																
固定資産評価審査委員会委員	日額 15,000円																																
社会教育委員	年額 53,000円																																
スポーツ推進委員	年額 53,000円																																
選挙長	1回の選挙につき 14,000円																																
(略)	(略)																																
区分	報酬額																																
(略)	(略)																																
固定資産評価審査委員会委員	日額 15,000円																																
交通指導員	月額 12,500円																																
社会教育委員	年額 53,000円																																
スポーツ推進委員	年額 53,000円																																
青少年指導員	年額 27,000円																																
選挙長	1回の選挙につき 14,000円																																
(略)	(略)																																
備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。	備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。																																

【第8条】葉山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和43年3月29日条例第15号</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が町長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 町長が定める額</p> <p>(3) <u>その報酬が日額若しくは月額で定められている職員又は給料を支給される職員</u> 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額</p> <p>(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額</p>	<p>葉山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和43年3月29日条例第15号</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が町長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 町長が定める額</p> <p>(3) その報酬が日額又は月額で定められている職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の<u>算定方法に準じて</u>実施機関が町長と協議して定める額</p> <p>(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額</p>